

令和7年9月30日（火）15時00分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会

【成瀬労働環境対策室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の成瀬でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は委員及び臨時委員総員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料は7ページもので各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。大丈夫でしょうか。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をどうぞよろしくをお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、議事を進めてまいりたいと存じます。

全国内航鋼船運航業最低賃金の改正についてでございますが、前回の部会以降、お話を進めていただくようお願いしてございます。その結果について、どちらからでも結構ですので、ご報告をいただけますでしょうか。お願いいたします。

はい、井上委員。

【井上委員】 井上です。よろしくをお願いいたします。

前回以降、使用者、労働者側で解決に向けて、時間をかけて議論してきましたが、前回の最低賃金専門部会の中でそれぞれの主張をした内容を踏まえ折り合いをつけるように議論を重ねたのですが、この間では議論がまとまらなかったということで、本日に至るという形でございます。

以上でございます。

【野川部会長】 ということで、この場で改めて議論するという事で船主側もよろしい

でしょうか。

労使双方からご報告をいただきましたが、この時点ではいまだ合意には至っていないということですので、引き続きこの場でご意見を伺いたいと思います。お願いいたします。

村田委員。

【村田委員】 我々、使用者側としましては、船員の雇用・育成という点で非常に危惧しておるところであります。そういう中で、もちろん賃金、また待遇の見直しというのは必要であるということで考えています。労働環境の改善とか、やはりすべきことがたくさんあるということも付け加えたいと思います。

その上で、この2年間ですが、7,200円、9,000円と大幅な最低賃金のアップというところで、業界の中ではその大幅なアップによって、最低賃金に抵触する、そういう企業も出てきたところでもあります。よって、業界の持続的可能な、健全な発展という点では、最低賃金の大幅なアップとスピード感という点で危惧しているところです。そういった点で考えますと、現在は物価の上昇局面ですが物価の変動と言う点ではアップダウンがあるわけですから、そういった点も踏まえた上で慎重な審議をお願いしたいところでございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤委員】 遠藤です。よろしくお願いします。

今、使用者側の委員から、今回の最低賃金の考え方が述べられたかと思います。それで、労働者の立場になって考えるのは、全ての業界で、いわゆる内航船の業界だけではなくて、陸上の業界も最低賃金については大幅なアップがあって、取り巻く状況は同じ状況だというふうに思っています。何も、内航船の業界に限った話だけではないと思っています。その中で最低賃金が、陸上引き上がっていますので、その辺はいま一度考えていただいて、やはり陸上並みに上げていくというような考え方を持っていただきたいと思っております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

はい、阿南委員。

【阿南委員】 使用者側としましては、今、村田委員が言ったことがほとんど全てでございますけれども、先日いただきました内航海運の現状の資料の中を見ましても、内航業界が直面する課題というのは、船員不足というものが主ですけれども、基本的には事業者の99.

7%が中小企業で、我、荷役だということでございます。それで、実際に確かに陸上の最低賃金上げのパーセンテージもちゃんとこちらでは把握しておりますし、どういう状況で、今の状況でこういうふうになってきたというのを承知をしていますが、使用者側としても、中小企業がほとんどでございまして、内航における、例えば運賃とか用船料の標準的な考え方がもう本当にてんでばらばら。それと運賃、用船料に見合いする、去年もそうだったのですが、それに対するようなものが上がっていないのが大体、5割は上がっておりますけれども、6、4割ぐらいはまだそのままであるということも含めまして、特定の最低賃金というのは分かるのでございますが、相当影響のある企業がございます。よって、いろいろなことを加味しましても、現状を加味しましても、物価上昇その他を加味しましても、やはり何らかの形で上げなければいけない、考えなければいけないなというところまでは来ているんですけれども、なかなか最終的な金額というところまでは、現段階では折り合いがつかない状況でございます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

井上委員。

【井上委員】 井上です。先ほどの使用者側のいろいろな状況説明をもちろん否定するつもりはないですが、やはり陸上のほうでこれだけ大きな最低賃金のアップがなされたというところに関しては、もちろん前回、私のほうから発言もさせていただいたんですけれども、海上も人がいない中、陸上も人がいない状況の中でやはり上げていかないと人が来ないというところで、今年もさらに大幅な陸上の最賃が上がったのではないかと考えております。

陸上が大幅に上がった中で、陸上と海上との人の取り合いというか、人材確保をする中で、海上のほうが陸上よりも低い上げ幅となってくれば、その魅力もなくなり、人が来るのかどうか不透明になってきます。そこを踏まえればやはり陸上に負けないぐらいの大幅な改善をして、今後の人手不足、先ほど使用者側から船員不足という状況も披瀝されましたけれども、そのような状況を変えていき、この業界の人を増やしていくためにも、最低賃金というのは今年は昨年以上、大幅な改善が必要であると考えております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。色々意見をお伺いいたしましたが、そろそろ双方のご意見について歩み寄りを進めてまいりたいと存じます。方向性を見いだすべく、一旦この場をクローズいたしまして、労使の間で膝詰めで、最後の合意に向けた話し合いをして

いただきたいと存じます。

前回は申し上げましたが、やはり労使が審議会の委員として出てきて、その合意が尊重されるというやり方、大変貴重な制度でございますので、これを十全に生かして、この実が上まらないような結果にならないように、労使双方におかれましては当然それぞれのお考えもあり、また、それぞれ船員、あるいは経営者、使用者側の代表として出てきておられますのでお立場もあるかと存じますが、どうかここはそうしたことを踏まえて、数字を決定する場でございますので、よく率直にお話しをした上で、お互いが合意できる数字を見つけるべく、最後の努力をここでしていただきたいというふうに重ねてお願いしたいと存じます。

あまり時間は取れませんが、20分程度ということで別室を用意してありますので、よろしく願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。それでは、話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

遠藤委員。

【遠藤委員】 お時間をいただきまして、ありがとうございます。時間の許す限り、使用者側委員と、それから労働側委員で、詰めの協議といえますか、そういった話合いを行ってまいりましたが、今回の最低賃金を引き上げるところでは同じベクトルで引き上げる方向で進めたんですけれども、やはり金額の上げ幅の水準、この辺で大きく乖離があるという中でなかなか合意には至らなかったというところでございます。

以上です。

【野川部会長】 使用者側からもご報告をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【村田委員】 今、お話があったとおりでございます。金額のところ、使用者側も上げていかなくてもならないという点で理解は十分しているつもりですが、その金額とスピードという点において最低賃金という法的な重みを加味しますと、慎重にならざるを得ないということでございます。我々、業界としての健全な持続という点では、やはり賃上げスピードの速さと、それと額という点でなかなか妥協できなかったということでございます。

【野川部会長】 分かりました。結局、合意に至らない部分が残ったということでございますので、よろしければ我々、公益委員の側から何らかのご提案させていただくというようにしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、一旦この場をクローズいたしまして、別室におきまして個別に労使双方のご意見をそれぞれお聞かせいただくと。そして、その内容を踏まえまして、具体的なご提案をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

ご意見の聴取はそれぞれ10分程度を目安に考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、議論の整理をするために事務局も同席していただきたいと存じますが、それはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 それでは、一旦、専門部会を一時中断いたします。

(中 断)

【野川部会長】 どうもお疲れさまでございました。それでは、ただいま双方から聞いたご意見と、公益委員の考え方をそれぞれお話しいたしまして、ご提案をさせていただきます。

最低賃金の改正につきましては、職員A、職員B、部員A、及び部員Bをそれぞれ8,500円引き上げまして、適用する船員に係る最低賃金額の職員の、現在の26万7,950円を27万6,450円に、ただし書の職員25万1,500円を26万円に、部員20万9,350円を21万7,850円に、ただし書の海上経歴3年未満の部員20万500円を20万8,550円に、それぞれ改正することが適当であるというように結論づけたいと思います。そして船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。何かございますか。

お願いします。

【井上委員】 1点だけ、例年こちらから言わせていただいている部分ですが、この最低賃金に関しては、職員、部員というくくりになっているところで、職員の部分ですけれども、航海士、機関士が乗っていない、船長、機関長しか乗っていない船に関して、最低賃金を適用するのではなく、船長、機関長という職責を十分に加味した上での金額にさせていただくように、行政のほうからも指導をお願いしたいという意見を言わせていただきます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。テークノートしておきます。行政におかれまし

ては、ただいまのご意見を踏まえまして、よろしくお願いいたします。

ほかには……村田委員。

【村田委員】 使用者側としましては非常に、金額的に納得せざるを得ないところであり
ます。やはりここ3年、急激なアップ額ということもあって、地方船主を含めまして、この
抵触する可能性が高い船会社も出てきております。そのデータのお願いをしておりますが、
このアップによってどういうふうになっているかという実態のデータを調査の上、ご提出
いただければと思います。

それと加えまして、やはり定期用船契約による用船料収入という形の状態において、部品
費や修繕費に係るウェートとか、保険料を含めて、コストアップという形になっております。
特に造船所に支払う修繕費に加えて、オフハイヤーという形での不稼働期間が造船所
の人員不足によって長期化するということになっています。そういった点で、非常に経営が
悪化するというところになっております。

どうか国交省さんとしても、この船主経営を健全化していくという観点で、引き続き実態
の把握とそれに対する適正な用船料収入による持続可能な健全な業界への転換にサポート
いただけるよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。これもテークノートしておきます。よろしく
お願いいたします。行政の側におかれまして、ただいまの件もよろしくお含みおきくださ
い。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、最低賃金の改正に関わる審議は全て終了いたしました。皆
様のご協力により無事終了いたしました。厚くお礼を申し上げます。

これにて全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を終了といたします。本日はどうもあり
がとうございました。

— 了 —